

特別養護老人ホーム ビハーラ赤坂 ご利用料金表 (2割負担の方)

負担割合証 2割の方

自己負担の割合については介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合をご確認ください。

介護保険部分	ユニット型介護福祉施設サービス費 I				
介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの基本報酬部分の額 (円)	1,304	1,440	1,586	1,724	1,858
① 31日あたりの基本報酬部分の合計 (円)	40,424	44,640	49,166	53,444	57,598
② 各種加算※部分の合計 (31日あたり/円)	12,397	12,928	13,498	14,037	14,561
食費・居住費 および 利用料の合計額	食 費		居 住 費		
1日あたり (円)	1,445		2,006		
31日あたり (円)	44,795		62,186		
③ 31日あたりの食費・居住費の合計 (円)	106,981				
④ 上記合計額 ①+②+③	159,802	164,549	169,645	174,462	179,140

※ 各種加算の単価等は下表「加算部分」の項目をご参照ください。

加算部分	加算の額 (円)	加算算定要件の概要
日常生活継続支援加算Ⅱ (1日あたり)	92	重度の要介護状態等の方を積極的に受け入れ、介護福祉士を手厚く配置する等の各種基準を満たし、サービスの質を高め、入居者が個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する体制を確保していること
看護体制加算Ⅰイ (1日あたり)	12	常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算Ⅱイ (1日あたり)	26	看護体制加算Ⅰの要件に加え、基準に沿って看護職員を手厚く配置していること
夜勤職員配置加算Ⅱイ (1日あたり)	54	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1以上上回っていること
栄養マネジメント体制強化加算 (1日あたり)	22	管理栄養士を基準に沿って配置し、栄養マネジメント、栄養ケア計画の作成、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
褥瘡マネジメント加算 (1月あたり)		多職種共同での褥瘡ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
排せつ支援加算 (1月あたり)		多職種共同での排泄ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
科学的介護推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	100	入居者への施設サービスの質の向上のため、入居者の心身状況に基づき計画作成、実施、評価、見直しの継続、既定の情報について厚生労働省へ提出とフィードバック情報の活用等の要件を満たすこと
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月の基本報酬と各種加算の合計額の8.3%	介護職員のキャリアパスや職場環境を整え、加算相当額の賃金改善を図ること
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月の基本報酬と各種加算の合計額の2.7%	介護職員処遇改善加算の算定に加えてさらなる環境要件を整え、経験・技能のある介護職員を中心に加算相当額の賃金改善を図ること
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の基本報酬と各種加算の合計額の1.6%	介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。既定の金額を介護職員等の賃金改善に使用すること。

以下の加算が加わる場合は、ご利用料金の合計に変動が生じます。

算定条件等による加算部分	加算の額 (円)	加算算定要件の概要
初期加算 (1日あたり)	60	新規のご入居および、1か月以上の入院後の再入居の場合、入居の日から30日間算定
入院・外泊時加算 (1日あたり)	492	入院や外泊の場合、入院・外泊の初日と末日を除き、一月あたり6日 (月をまたぐ場合は連続の最大12日) を限度に算定
療養食加算 (1食あたり)	12	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
看取り介護加算Ⅰ・当日 (1日あたり)	2560	医師が終末期と判断したご入居者について、体制整備のうえ医師等多職種が共同して看取り介護を行った場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ・前日及び前々日 (1日あたり)	1560	
看取り介護加算Ⅰ・4～30日前 (1日あたり)	288	
看取り介護加算Ⅰ・31～45日前 (1日あたり)	144	
安全対策体制加算 (入居初日のみ)	40	介護事故防止に関する体制を備えている場合、入居初日に限り算定
ADL維持等加算Ⅰ (1月あたり)	60	入居者への状態維持について要件を満たす者が評価を行い、厚生労働省への報告を行う等体制を整え、評価値が基準を上回る場合に、厚生労働大臣の定める期間に限り算定

## 特別養護老人ホーム ビハール赤坂 ご利用料金表 (3割負担の方)

負担割合証 3割の方

自己負担の割合については介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合をご確認ください。

介護保険部分	ユニット型介護福祉施設サービス費 I				
介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの基本報酬部分の額(円)	1,956	2,160	2,379	2,586	2,787
① 31日あたりの基本報酬部分の合計(円)	60,636	66,960	73,749	80,166	86,397
② 各種加算※部分の合計 (31日あたり/円)	18,595	19,392	20,247	21,056	21,841
食費・居住費 および 利用料の合計額	食 費		居 住 費		
1日あたり(円)	1,445		2,006		
31日あたり(円)	44,795		62,186		
③ 31日あたりの食費・居住費の合計(円)	106,981				
④ 上記合計額 ①+②+③	186,212	193,333	200,977	208,203	215,219

※ 各種加算の単価等は下表「加算部分」の項目をご参照ください。

加算部分	加算の額(円)	加算算定要件の概要
日常生活継続支援加算Ⅱ (1日あたり)	138	重度の要介護状態等の方を積極的に受け入れ、介護福祉士を手厚く配置する等の各種基準を満たし、サービスの質を高め、入居者が個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する体制を確保していること
看護体制加算Ⅰイ (1日あたり)	18	常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算Ⅱイ (1日あたり)	39	看護体制加算Ⅰの要件に加え、基準に沿って看護職員を手厚く配置していること
夜勤職員配置加算Ⅱイ (1日あたり)	81	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1以上上回っていること
栄養マネジメント体制強化加算 (1日あたり)	33	管理栄養士を基準に沿って配置し、栄養マネジメント、栄養ケア計画の作成、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
褥瘡マネジメント加算 (1月あたり)	/	多職種共同での褥瘡ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
排せつ支援加算 (1月あたり)		多職種共同での排泄ケア計画の作成、計画に基づくケア、定期的・継続的な評価、厚生労働省への情報提出等の算定要件を満たすこと
科学的介護推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	150	入居者への施設サービスの質の向上のため、入居者の心身状況に基づき計画作成、実施、評価、見直しの継続、既定の情報について厚生労働省へ提出とフィードバック情報の活用等の要件を満たすこと
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月の基本報酬と各種加算の合計額の8.3%	介護職員のキャリアパスや職場環境を整え、加算相当額の賃金改善を図ること
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月の基本報酬と各種加算の合計額の2.7%	介護職員処遇改善加算の算定に加えてさらなる環境要件を整え、経験・技能のある介護職員を中心に加算相当額の賃金改善を図ること
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の基本報酬と各種加算の合計額の1.6%	介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。既定の金額を介護職員等の賃金改善に使用すること。

以下の加算が加わる場合は、ご利用料金の合計に変動が生じます。

算定条件等による加算部分	加算の額(円)	加算算定要件の概要
初期加算 (1日あたり)	90	新規のご入居および、1か月以上の入院後の再入居の場合、入居の日から30日間算定
入院・外泊時加算 (1日あたり)	738	入院や外泊の場合、入院・外泊の初日と末日を除き、一月あたり6日(月をまたぐ場合は連続の最大12日)を限度に算定
療養食加算 (1食あたり)	18	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定
看取り介護加算Ⅰ・当日 (1日あたり)	3840	医師が終末期と判断したご入居者について、体制整備のうえ医師等多職種が共同して看取り介護を行った場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ・前日及び前々日 (1日あたり)	2340	
看取り介護加算Ⅰ・4～30日前 (1日あたり)	432	
看取り介護加算Ⅰ・31～45日前 (1日あたり)	216	
安全対策体制加算 (入居初日のみ)	60	介護事故防止に関する体制を備えている場合、入居初日に限り算定
ADL維持等加算Ⅰ (1月あたり)	90	入居者への状態維持について要件を満たす者が評価を行い、厚生労働省への報告を行う等体制を整え、評価値が基準を上回る場合に、厚生労働大臣の定める期間に限り算定